

近年の新潟市における 監査実施状況について

新潟市福祉部福祉監査課

実地での指導形態について

指導形態	実施目的
実地指導	自立支援給付に係る障害福祉サービス及び相談支援並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「サービス等」という。）の質の確保並びに自立支援給付、障害児通所給付、障害児入所給付及び障害児相談支援給付（以下「自立支援給付等」という。）の支給の適正化を図ることを目的に実施する。
監査	サービス等の内容について法令で定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を取ることが主眼に実施する。

令和3年度新潟市指定障がい福祉サービス事業所 監査実施状況

監査実施数	指摘事項無し	文書指摘	改善勧告	指定の一部 効力停止	指定取消
11	2	1	2	3	3

No	サービス種別	取られた措置
1	生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス	指定の一部効力停止 (報酬上限5割, 新規受入停止(6月))
2	生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス	指定の一部効力停止 (報酬上限5割, 新規受入停止(6月))
3	共同生活援助	指定の一部効力停止 (報酬上限5割, 新規受入停止(6月))
4	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	指定取消
5	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	指定取消
6	就労継続支援A型	指定取消

令和3年度 行政処分を受けた事業所における処分事由の内訳（1 / 2）

違反種別	件数	主な内容
人員基準違反	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・指定当初から人員配置基準を満たしていなかった。 ・サービス管理責任者が事業所で勤務していなかった。
運営基準違反	9件	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画が作成されていなかった。 ・個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていなかった。（例：計画の説明をサービス管理責任者以外の者が行っていた，利用者の同意を得ていなかった等） ・サービス提供記録が未作成若しくは不備があった。
不正請求	10件	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画が未作成若しくは内容に不備がある場合には個別支援計画未作成減算の適用が必要であるにも関わらず，それを適用せず，不正に給付費を請求した。 ・サービス管理責任者が不在の期間があったにも関わらず，欠如減算を適用せず，不正に給付費を請求した。 ・特定のヘルパーが現実的に不可能な24時間連続のサービス提供を行ったり，ヘルパーの運転時間を除外しなかったりするなどし，不正に給付費を請求した。 ・加算の算定要件を満たしていないにも関わらず，不正に給付費を請求した。

令和3年度 行政処分を受けた事業所における処分事由の内訳（2 / 2）

違反種別	件数	主な内容
虚偽報告 虚偽答弁	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・加算算定要件となる研修について、実施していないにも関わらず実施した旨の虚偽の研修実施記録を提出した。また、ヒアリングにおいても研修を実施したと虚偽の答弁を行った。 ・サービス管理責任者が他施設で勤務していたにも関わらず、監査において「他施設では勤務していない」との虚偽の答弁を行った。
不正の手段による 指定	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請時、他法人で勤務している従業者を配置するなどして虚偽の内容の申請を行い、不正に指定を受けた。
不正又は 著しく不当な行為	7件	<ul style="list-style-type: none"> ・実地指導等において、個別支援計画を適切に作成するよう指摘を複数回受けたにも関わらず、改善をしていなかった。 ・管理者が、従業員に対して虚偽の答弁をするよう不正の指示を行った。 ・市へ提出する「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」について、実態と異なる虚偽の内容の届出を行っていた。

最近の不適切事案について

不適切事項	主な内容
施設外支援	<ul style="list-style-type: none">施設外支援の内容が個別支援計画に位置付けられておらず、1週間ごとの計画内容見直しも行われていなかった。日報が作成されていなかった。
施設外就労	<ul style="list-style-type: none">報酬算定上必要とされる職業指導員又は生活指導員の配置について、人員配置基準が満たされていなかった。施設外就労を含めた個別支援計画が作成されていなかった。事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していた。

おわりに

①約2億4千600万円

②約1億7千250万円

③約5千万円

④約650万円